

最低制限価格の設定について

1. 対象工事

牟岐町が発注する全ての建設工事

2. 最低制限価格の算出式

最低制限価格の算出（税抜き）については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{「最低制限価格（税抜き）} = \text{最低制限基本価格（税抜き）} \times \text{ランダム係数」}$$

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は、予定価格の $9.2/10$ を最低制限基本価格とし、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は、予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事等

「直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + 現場管理費 $\times 0.9$ + 一般管理費等 $\times 0.68$ 」

ロ 建築工事

「（直接工事費 $\times 0.9$ ） $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + （直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費） $\times 0.9$ + 一般管理費等 $\times 0.68$ 」

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。